

(法第 28 条第 1 項)

令和 2 年度の事業報告書
令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人手打職人集団むげん

1 事業の成果

【年度総括】

今年度も、多くの方からたくさんのご支援とご協力を頂き、コロナ禍にも係らず当施設ご利用者数の確保とうどん店事業の周知、及び、うどんの販路拡大が出来ました事に大変感謝いたしております。

昨今のコロナ禍によるうどん店の売上減少の対策として、当店のうどんのネット販売システムの構築を、全国商工会連合会から小規模事業者持続化補助金を頂くことで推進中であります。

【作業訓練実績】

当施設ご利用者様には、今年度も同様に、うどん店の運営を通して、技術・知識向上の機会を提供いたしました。就労機会の提供内容は主に、手打ちうどんの製麺とうどん店舗での接客・販売・調理等、イベントなどでの当施設調理品の販売促進となっております。

令和 2 年度は、就労機会の提供・支援が実を結び、就労継続支援の目的でもある一般事業所へ就労を当施設から 2 名輩出しました。

今後も事業収益の増加と当施設ご利用者の労働意欲向上を目標に掲げ、魅力ある訓練施設を運営して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	事業の実施日時	事業の実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額 (単位:千円)
①知的障がい者、身体障がい者、及び精神障がい者等に対し、うどん・蕎麦の製麺技術及びその販売に関する教育訓練事業	障害者を雇用する飲食店を経営し、障がい者等に対し、うどん、蕎麦の製麺・販売に関する業務を指導育成し将来自立できるように支援する。	未実施	—	0	0	
②障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業	就労継続支援 B 型事業所の運営。	適宜	柏市	10	柏市、白井市等近隣地域の障がい者等。不特定多数の市民	
③教育訓練終了後の障がい者の創業支援及び雇用機会の提供に関する事業	障がい者の創業支援及び雇用機会の提供を行う。	未実施	—	0	0	
④広報・普及・啓発事業	福祉施設や自治体と連携し、当法人の活動を広く一般に認知してもらい、障がい者等の職業能力の開発又は雇用機会の拡充につなげる。	適宜	法人の事業所及び近隣市内の事業所	5	柏市、白井市等、近隣地域の障がい者等	